

議案第20号

所沢市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例制定について

所沢市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年 2月20日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

道路運送法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例制定について

所沢市地域公共交通協議会条例（令和3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「並びに運賃及び料金」を削り、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号の運送に係る運賃及び料金について協議すること。

第10条を第11条とする。

第9条第1項中「協議会」を「前条に規定するもののほか、協議会」に改め、同条第3項中「前3条」を「第6条から第8条まで」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（運賃協議部会）

第9条 協議会は、第3条第3号に規定する協議を行わせるため、運賃協議部会を置く。

2 運賃協議部会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の協議会とする。

3 運賃協議部会に属する委員は、会長が指名する。

4 運賃協議部会に部会長を置き、第4条第2項第7号に掲げる委員をもって充てる。

5 第6条第2項及び第7条の規定は、運賃協議部会について準用する。

6 協議会は、運賃協議部会の議決をもって協議会の議決とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。